2024年6月定例議会 討論

2024年7月3日 森脇 久紀

日本共産党の森脇ひさきです。

私は、本定例会に提出された陳情のうち6件について、委員長報告の通り決する ことに反対し、その主なものについて理由を述べます。

まず、陳情第45号「介護保険の訪問介護基本報酬引き下げの撤回を求めることについて」および陳情第48号「給食費の無償化の補助制度新設を求めることにについて」、これらはいずれも採択すべきと考えます。

衆院厚生労働委員会は6月5日、「介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議」を採択しました。決議では、介護・障害福祉従事者は「重要な職責を担っている」と指摘し、他産業の給与水準と比べて低い状況だとして、「優れた人材の確保」「サービス提供体制を整備」するため、報酬改定などの影響について介護事業者等の意見も聞き、速やかで十分な「検証」を行うとしています。また、賃金などの処遇改善に資する施策を検討し、「必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるべき」だと政府に求めています。この決議は、なんと全会一致で採択されたということです。この問問題になっていた4月からの訪問介護事業者への報酬引き下げの撤回を求める世論と運動が反映した画期的な決議であり、介護をはじめ社会保障制度の改善は待ったなしの課題だということが明らかになったと言えます。

そもそもなぜ、このように暮らしに厳しい事態が生じているのでしょうか。国立社会保障・人口問題研究所による「令和3年度社会保障費用統計」を見ると、2019年度の日本の社会保障への支出の国内総生産 GDP 比は、22.97%で、スウェーデン(25.47%)、ドイツ(28.18%)、フランス(31.49%)、などの欧州諸国や、「自己責任の国」と言われるアメリカ(24.02%)よりも低い水準です。

また、文部科学省が毎年公表している「図表で見る教育 OECD インディケータ」をみると、日本の教育への公的支出は、OECD 加盟国のなかで比較可能な 37 カ国中 36 位と最低水準です。保育・幼児教育、児童手当、産前産後の休業補償などの子育て関連の社会支出も OECD 加盟国のなかで比較可能な 35 カ国中 25 位です。

日本は、社会保障も教育も子育ても、国民の暮らしを支える公的支出が経済力に 比べてあまりに低すぎると言うことです。その原因は、富裕層や大企業への行き過 ぎた減税、大型開発と軍拡など、税・財政のあり方がゆがんでいるところにありま す。したがって、いま日本の政治に求められているのは、もうけに応じた民主的な税 制による消費税の減税と社会保障の抜本的な拡充、教育にかかる家計負担の軽減 など暮らしを支え、格差をなくすことです。そのような政治への転換をすすめるためにも、陳情第45号および48号を採択するのは当然のことだと考えます。

次に、陳情第46号についてです。

昨年10月からのイスラエルによる大規模な攻撃により、先月末ごろまでに3万8千人近い人々が犠牲になり、行方不明の子どもは2万1千にのぼるといわれ、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は深刻な危機に直面しています。「ガザ地区での人命保護と即時停戦を求める決議を」という本陳情は当然採択するべきです。

イスラエルによるガザへの大規模攻撃は、国際人道法に違反する戦争犯罪です。 国連の人権専門家からは、ガザの事態を「ジェノサイド(集団殺害)の重大な危険」 と厳しく警告する声もあがっています。

いまのガザ危機の直接の契機は、昨年10月7日のハマスによる無差別攻撃でした。民間人を無差別に殺傷することは国際法違反であり、わが党は、ハマスによる攻撃も厳しく非難し、すべての人質の即時解放を求めています。同時に、こうした事態が起こった歴史的背景を踏まえることも重要です。イスラエルが1967年以来おこなってきたパレスチナ人の殺害と力ずくでの領土拡大の問題があります。イスラエルが、ハマスの攻撃に対する「自衛権」を主張して、圧倒的な軍事力を行使した報復を行い、ガザでのジェノサイドを行うことは決して許されるものではありません。

中東和平のため日本共産党は、①イスラエルの占領地からの撤退、②パレスチナ独立国家樹立を含む自決権の実現、③両者の生存権の相互承認という、国連の一連の決議でも確認されている三つの原則を踏まえたとりくみが必要であることを一貫して主張してきました。同時に、ガザの深刻な人道的危機の打開は一刻の猶予も許されない事態であり、昨年11月には、「ガザでのジェノサイドを許すな――ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての各国政府への要請」を発表し、①イスラエルはガザ攻撃を即時中止すること、②双方は、即時停戦のための交渉のテーブルにつくこと、少なくとも人道的休戦を求めた10月27日の国連総会決議を順守した行動をとること――2点の実現に向けて、緊急の行動をとることを各国政府と国際機関に要請しています。国連憲章と国際法を守るという一点での協力こそが必要だと確信しています。

先月の国連・独立調査委員会の報告書では、イスラム組織ハマスとイスラエルの 双方が「戦争犯罪を行った」とし、国連安保理に対し、「国際の平和と安全への脅威 と犯罪の重大性に鑑み、「国連憲章」 7章に基づいてイスラエル政府に停戦実施」 な どを要求するよう求めました。この第7章は、非軍事、軍事の強制措置を定めてお り、イスラエルに対してこれまでにない厳しい措置を求める内容ということです。 報告書はまた、暴力の連鎖から抜け出すために「国際法の順守」が必要だとして、 「イスラエルによるパレスチナ領土の不法な占領、差別、抑圧、パレスチナ人民の自 決権を認め、ユダヤ人とパレスチナ人のための平和と安全を保障する」ことを提起 しました。世界の大道は日本共産党も求めてきたこの道だということです。

私たち日本国民は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言し、国際紛争解決の手段としての戦争を永久に放棄した憲法を持っています。いま、この憲法を生かす政治こそ必要です。

陳情第46号の趣旨もこれらに通じるものがあり、採択するべきです。

最後に、本日冒頭に提案された発議第2号は、「パレスチナ・ガザ地区における人道状況の改善と平和の早期実現」という点で賛成いたしますが、国連の一連の決議や、独立委員会報告書、衆参両院で先月議決された決議にもある「停戦を求める」ことも加えるべきだということを申し添え、討論を終わります。